

特定健康診査を受けましょう

特定健康診査を実施します。対象の方には、5月9日(火)から順次受診票を送付します。

▼対象

①40歳以上で受診時に国民健康保険に加入している方(令和5年度中に40歳になる39歳の方も受診できます)

②受診時に後期高齢者医療保険に加入している方

※年度内に人間ドック助成金を利用する予定の方は、特定健康診査の受診はできません。

◆集団健診(秋の集団健診はありません)



混合緩和のため、午前中は指定地区の方以外は受診できません。指定地区は受診票に記載されています。定員の上限は午前、午後各150人です。入場整理券は9時ごろから配付します(状況に応じて配付時間を調整する場合があります)。詳細は、受診票とお知らせをご確認ください。

集団健診を受診できなかった場合や指定日時の都合が悪い場合は個別健診の受診をご検討ください。

費用 無料

日程 別表のとおり

同時にがん検診等も実施します

実施しています(大腸・前立腺がん検診は負担金あり)。大腸がん検診は事前に申し込みください。

※がん検診は国民健康保険加入者以外の方も受診できます。※定員に達した場合等は、受診できないことがあります。

◆個別健診

市内外の契約医療機関で特定健康診査を受けることができます。契約医療機関に事前に問い合わせください。大網病院で受ける場合のみ、がん検診も同時に受けられますが、大腸・前立腺がん検診は負担金がかかります。

実施期間 6月1日(木)～令和6年3月31日(日)まで

費用 国保(1,000円)、後期(無料)

契約医療機関 大網病院、うじはらクリニック、駒込クリニック、鈴木クリニック

令和5年度後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります

4月から、令和5年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。年6回の特別徴収(年金からの納付)のうち、4月・6月・8月の3回の徴収額は、仮徴収の金額となります。

保険料は令和4年中の所得で計算しますが、所得額などが確定する7月まで年間の保険料が確定しません。

保険料が確定してから特別徴収を開始すると、10月・12月・2月の3回のみで保険料を徴収することになるため、1回当たりの徴収額が高くなってしまいます。

そこで、特別徴収の場合は4月・6月・8月に暫定金額として仮徴収を行うことで、1回当たりの徴収額の軽減を図っています。

令和5年度の確定した年間保険料は、7月に通知します。

◆特別徴収となる方

①すでに後期高齢者医療保険料・介護保険料を年金からの特別徴収で納付しており、令和5年2月の年金から保険料が天引きされている方

②令和4年10月1日までに、本市で後期高齢者医療制度に新たに加入した方、または介



護保険第1号被保険者(65歳以上)になった方

※①の方の1回当たりの仮徴収額は、令和5年2月の特別徴収額と同額となります。

※②に該当する方のみ、4月初旬に仮徴収決定の通知書を送付します。

◆普通徴収となる方

次に該当する方は、納付書または口座振替による納付になります。

●別表 集団健診日程

日程	会場	対象	
		午前	午後
5月24日(木)	大網白里アリーナ メインアリーナ ※室内履き持参。	上貝塚、上谷新田、柿餅上貝塚入会地、清名幸谷、富田(九北地区を除く)	市全域(地区指定無し)
5月25日(木)		木崎、南横川、星谷、大網(星谷、九北、福田地区)、駒込(星谷地区)、仏島(星谷地区)、富田(九北地区)	
5月26日(金)		南飯塚、北横川、北飯塚、柿餅、柳橋、経田(星谷地区)	
5月30日(火)		下ヶ傍示、二之袋、清水、北今泉、南今泉	
5月31日(水)		四天木、細草、長国、北吉田、九十根、桂山	
6月2日(金)	農村環境改善センター いずみの里	ながた野、みずほ台、みやこ野、永田、萱野、砂田、小中、神房、池田、南玉、餅木、東駒込、駒込(星谷地区を除く)、経田(星谷地区を除く)	市全域(地区指定無し)
6月13日(火)		みどりが丘、季美の森南、山口、小西、養安寺、金谷郷、大竹、仏島(星谷地区を除く)、大網(星谷・九北・福田を除く)	
6月14日(水)		市内全域(地区指定無し)	
6月15日(木)		市内全域(地区指定無し)	
6月16日(金)		市内全域(地区指定無し)	
6月20日(火)		市内全域(地区指定無し)	
6月21日(水)		市内全域(地区指定無し)	
6月22日(木)	市内全域(地区指定無し)		
6月23日(金)	保健文化センター 3階ホール	市内全域(地区指定無し)	市全域(地区指定無し)
6月24日(土)		市内全域(地区指定無し)	
7月4日(火)		市内全域(地区指定無し)	
7月5日(水)		市内全域(地区指定無し)	
7月6日(木)	市内全域(地区指定無し)	市全域(地区指定無し)	
7月7日(金)	市内全域(地区指定無し)		

錦織メディカルクリニック、橋本医院、ふるがき糖尿病循環器クリニック、ますほ内科クリニック、浅井病院、九十九里病院、さんむ医療センター

市民課高齢者医療年金班
0475(70)0334
健康増進課成人保健・予防班
0475(72)8321

●後期高齢者医療保険料・介護保険料の基本的な納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●
普通徴収				■	■	■	■	■	■	■	■	■

○仮徴収 ●本徴収 ■納付書または口座振替

ねんきんナビ

学生納付特例制度のご案内

学生の方で所得が無い場合や少ないことにより、保険料を納めることが困難なときは学生納付特例を申請できます。

前年所得などを審査し承認されると、保険料の納付が猶予されます。承認された期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。

▶対象

・大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する20歳以上の方

※国内に住所を置いたまま留学している方は問い合わせください。

▶所得基準(申請者本人のみ)

128万円+(扶養親族の数×38万円)+社会保険料控除等

▶必要書類

- ・基礎年金番号が分かるもの
- ・学生証(表裏のコピー)または在学証明書(原本)
- ・身分確認できるもの(免許証・マイナンバーカード等)

▶学生納付特例の承認期間

4月(または20歳到達日が属する月)から年度末(3月末)

▶申請先=住民登録をしている役所または年金事務所

※申請手続きは毎年必要です。

令和4年度に学生納付特例が承認され、日本年金機構からはがき形式の学生納付特例申請書が郵送された方は、必要事項を記入し、返送することで申請ができます。

また、マイナポータルを利用した電子申請も可能です。詳細は日本年金機構ホームページをご確認ください。

■千葉年金事務所

043(242)6320

市民課高齢者医療年金班

0475(70)0336

地域包括支援センターだより

～かかりつけ医を持ちましょう～

「かかりつけ医」とは、健康に関することを何でも相談でき、必要なときは専門医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる「医師」のことです。いざというときに困らないためにも、自宅の近くにかかりつけ医を見付けておきましょう。

◆かかりつけ医を持つメリット

・病気の予防・早期発見につながる
日ごろの皆さんの健康状態を知っていて、気軽に相談できるかかりつけ医がいれば、体調などに関して何でも相談できるので必要であれば医療面で早めの対策が取れます。

・専門の病院を紹介してもらえる

万が一、専門的な検査や治療が必要になった場合、症状に適した専門医療機関を紹介してもらうことができます。かかりつけ医がいなくても、自己判断

で受診を控えたり、延期したり、あるいは間違った対応策を取っているうちに重症化してしまうことになりかねません。

また、ヘルパーやデイサービスといった介護サービスを利用する場合には介護認定の申請が必要となります。その際に主治医意見書が必要となり、かかりつけ医が症状などを記載します。そのため、かかりつけ医がいなくても、介護認定の申請手続きが滞ってしまうため、自身のためにも、かかりつけ医を持つことは非常に大切です。

■地域包括支援センター

0475(70)0439

在宅介護支援センターおおあみ緑の里

0475(73)5146

在宅介護支援センター杜の街

0475(70)1666